

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限制度は、職員が恣意的にその職を奪われることのないよう身分を保障することにより、公務の中立性、安定性を確保し、公務能率の維持及びその適正な運営を図る趣旨から整備されています。

分限処分は、法又は条例に定める事由に該当する場合に限り、任命権者が職員の意に反して、その身分に不利益な変動をもたらす免職等の処分のことをいいます。

令和3年度の分限処分の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

| 区分 | 降任 | 免職 | 休職 | 降給 | 合計 |
|--------------------------------------|----|----|----|----|----|
| 勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号) | 0 | 1 | 16 | 0 | 17 |
| 職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 条例に定める事由による場合 (法第27条第2項) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 0 | 1 | 16 | 0 | 17 |
| 法第28条第4項により失職した者 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(注) 令和3年度中に休職期間が更新された者は新たに休職処分に付された者とみなしています。

休職処分者数は、処分件数に着目して計上したものであり、延べ人数です。

(2) 懲戒処分の状況

懲戒制度は、職員の一定の義務違反に対して、道義的責任を追及することにより、地方公共団体における規律と公務遂行の秩序の維持を図る趣旨から整備されています。

懲戒処分は、法に定める事由に該当する場合に、職員の非違の責任を明らかにして科される制裁として、任命権者が職員の身分に不利益な変動をもたらす免職等の処分のことをいいます。

令和2年度の懲戒処分の状況は、次のとおりです。

① 懲戒処分者数

(単位：人)

| 区分 | 戒告 | 減給 | 停職 | 免職 | 合計 |
|-------------------------------------|----|----|----|----|----|
| 法令違反 (法第29条第1項第1号) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 職務上の義務違反又は怠慢 (法第29条第1項第2号) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (法第29条第1項第3号) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(注) 懲戒処分者数は、複数の区分に該当する場合、それぞれに計上しているため、延べ人数になります。

② 行為別懲戒処分者数内訳

(単位：人)

| 区分 | 戒告 | 減給 | 停職 | 免職 | 合計 |
|------------------------------|----|----|----|----|----|
| 給与・任用に関する不正 (諸給与の不正領得等) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 一般服務違反関係 (職務命令違反、信用失墜行為等) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 一般非行関係 (傷害・暴行の刑法違反等) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 収賄等関係 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 道路交通法違反 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 管理監督責任 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |